

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の改正概要

1 目的

市立高等学校に勤務する教育職員の勤務時間制度の見直しにより、正規の勤務時間を超える勤務の縮減をもって、生徒の教育活動や学校運営を円滑に行うとともに、教育職員の健康保持を図る。

2 現状

市立高等学校においては、平成15年から労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の2（1ヵ月単位の変形労働時間制）の規定に基づいて、修学旅行において生徒を引率して行う指導業務に従事する場合のみ、修学旅行実施日を含めた4週間の期間内について、勤務時間の割振りの弾力化を実施している。

修学旅行以外の学校行事等の業務については、勤務時間の割振りの弾力化対象外となっている。

3 内容

市立高等学校の勤務時間の割振りの弾力化を図るため、修学旅行以外の学校行事においても勤務時間の割振りを可能とし、小学校、中学校及び特別支援学校で適用している4週間を単位とした変形労働時間制を導入する。

4 施行日

令和2年4月1日

(参考) 改正を行うことによって可能になる勤務形態

1 8時間45分又は9時間45分勤務における勤務時間の割振り

例) 8時間45分を割り振った場合は、別の日に6時間45分を割り振ることにより、勤務時間の調整を行う。

2 時差勤務における勤務時間の割振り

30分単位で、最大前1時間、後ろ2時間まで、勤務時間を繰り上げ又は繰り下げることができる。

【1及び2の対象業務】

- ①入学式、卒業式等の儀式的行事
- ②文化祭等の学芸的行事
- ③運動会及び体育祭等の健康安全・体育的行事
- ④遠足等の旅行・集団宿泊的行事、体験学習及び生徒会活動等
- ⑤上記①～④の準備
- ⑥児童・生徒の健康・安全に関する指導（登下校指導等）
- ⑦職員会議、学年会議等、校務分掌単位の会議及び業務
- ⑧PTA活動（総会及び各種委員会）
- ⑨地域に関わる会合等（地域教育会議、コミュニティスクールに関する会議、地区別懇談会、学校施設開放運営委員会、学校教育推進会議等）
- ⑩教育相談

3 修学旅行等業務における勤務時間の割振り

児童・生徒の引率を行う修学旅行や、実地踏査等における泊を伴う日における教員の1日の勤務時間として、11時間45分又は、11時間30分を割り振る。

例) 2泊3日の修学旅行の場合

- ・1日目に11時間45分を割り振る（7時間45分+4時間）
- ・2日目に11時間30分を割り振る（7時間45分+3時間45分）
- ・2日間で超過した勤務時間（4時間と3時間45分）を、別の勤務日を週休日とすることで、勤務時間の調整を行う。